

「あおり運転」の処罰の対象が 自転車 にも拡大されました

ほかの車両を妨害する目的で、執拗^{しつよう}にベルを鳴らすなどの自転車のあおり運転が「危険行為」と規定され、3年以内に2回違反した14歳以上に安全講習が義務化されました。本日より施行されます。

自転車はこれまで、以下の14項目が危険行為に指定されています。14歳以上の場合、危険行為は3年間に2回の摘発^{てきはつ}で安全講習が義務となり、受講しないと5万円以下の罰金と定められています。

- ・ 信号無視
- ・ 遮断踏切立ち入り
- ・ 指定場所一時不停止等^{いちじふていし}
- ・ 酒酔い運転
- ・ ブレーキ不良自転車運転
- ・ 歩道通行時の通行方法違反
- ・ 通行禁止違反
- ・ 歩行者用道路における徐行違反^{じょこう}
- ・ 通行区分違反
- ・ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害^{ろそくたい}
- ・ 交差点安全進行義務違反等
- ・ 交差点優先者妨害等
- ・ 環状交差点安全進行義務違反等
- ・ 安全運転義務違反（スマホや傘を差しながらの「片手運転」等）



改正令では上記の14項目に、あおり運転に当たる「妨害運転」を第15項目として追加規定されました。

具体的には、「逆走して進路をふさぐ」、「幅寄せ」、「進路変更」、「不必要な急ブレーキ」、「ベルをしつこく鳴らす」、「車間距離の不保持」、「追い越し違反」の7行為が想定されています。